



東北農政局長 殿

消費・安全局長

被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

土壌くん蒸剤については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第8条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含有する農薬（以下「クロルピクリン剤」という。）を始めとして、その適正な取扱いについて、これまでも都道府県等を通じた指導をお願いしているところである。

しかしながら、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が、毎年報告されていることから、被覆を要する土壌くん蒸剤については、その使用する機会に合わせ、改めて、その適正な取扱いを徹底する必要がある。

については、農薬使用者に対して農薬の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るため、都道府県が開催する講習会、ホームページ、チラシ等でクロルピクリン剤の使用に伴う留意事項を周知するとともに、特に、下記の事項について、農業者団体等の関係者と連携し、各地域の状況に応じたよりきめ細かな指導を行うよう、貴局管下各県に対し指導をお願いします。

また、クロルピクリン剤の使用実態や、現場での指導方法について、貴局管下各県に対し別添様式により調査を行うこととするので、管下の各地域の実態を総点検して、結果を基に改めて指導を徹底するとともに、調査結果の報告を依頼するようお願いする。

なお、その他の土壌くん蒸剤についても、その適正な取扱いに十分注意することを併せて周知、指導いただくようお願いする。

記

- 1 クロルピクリン剤を使用する場合は、施用直後に被覆を完全に行うこと。
- 2 ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。
- 3 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅地等に近接する場所においては、クロルピクリン剤の使用以外の防除方法を検討すること。  
やむを得ず、クロルピクリン剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないように、適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うなど最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。
- 4 たばこ栽培に使用される深層土壌くん蒸処理に当たっては、その処理法に適した機材を使用し、薬液注入の深さや注入後の土壌鎮圧等に十分注意すること。